

(別紙2)

国都下企第55号  
平成23年6月22日

(東北、関東、北陸、中部地方整備局長経由)

(別記1) 知事 殿

(別記2) 市長 殿

国土交通省都市・地域整備局  
下水道部長

放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱い  
に関する考え方に基づく脱水汚泥等のセメント利用について

今般、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部から、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(以下「考え方」という。)が示され、国都下企第54号(平成23年6月16日付)により通知したところであるが、脱水汚泥等(焼却灰を含む。)をセメントの原料の一部として再利用する場合は、下記事項を踏まえ、適切に対処されるようお願いする。

記

1. 「考え方」においては、脱水汚泥等(下水処理等の過程で発生する水分を絞り取った汚泥やその焼却灰等)を再利用して生産する物については、受け入れる脱水汚泥等の放射能濃度を一定の濃度以下にすることや、他の原材料と混合・希釈すること等を考慮し、事業者等により市場に流通する前にクリアランスレベル(いわゆる原子炉等規制法の体系では、コンクリート等についてはセシウム134とセシウム137の和で100Bq/kg)以下になることが合理的に確保される物は、利用して差し支えないと示されている。
2. 「考え方」においては、例えば、セメントを生コンクリートや地盤改良材として利用する場合には、生コンクリートや土壌と混練する段階まで管理されていることから、少なくともセメントが2倍以上に希釈されることを考慮し、セメントの段階ではクリアランスレベルの2倍の濃度(セシウム134とセシウム137の和で200Bq/kg)まで許容されることとなると示されている。
3. 「考え方」においては、副次産物の利用を適切に行うため、自治体の下水処理場等では脱水汚泥等の放射線濃度を継続的に計測することが適当である旨が示されている。これを踏まえ、下水道管理者においては、脱水汚泥等の放射線濃度の計測頻度や情報提供等のあり方に関してセメント製造企業と十分に協議・調整を行なって搬出条件を定める等両者の連携を強化することが必要である。

(別記1)

宮城県  
山形県  
福島県  
茨城県  
栃木県  
群馬県  
埼玉県  
千葉県  
東京都  
神奈川県  
山梨県  
新潟県  
長野県  
静岡県

(別記2)

仙台市  
さいたま市  
千葉市  
川崎市  
横浜市  
相模原市  
新潟市  
静岡市  
浜松市